

令和 3 年

総務産経常任委員会会議録

令和 3 年 9 月 13 日

田上町議会

令和3年第4回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年9月13日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 藤田直一君 | 8番 | 椿一春君 |
| 4番 | 渡邊勝衛君 | 12番 | 関根一義君 |
| 5番 | 小嶋謙一君 | 13番 | 高橋秀昌君 |
| 7番 | 今井幸代君 | | |
- 4 委員外出席議員
なし
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 地域整備課長 | 時田雅之 |
| 副町長 | 吉澤深雪 | 産業振興課長 | 佐藤正 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 庶務防災係長 | 今井俊 |
| 政策推進室長 | 堀内誠 | | |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺明
- 書記 板屋越麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 新潟日報社 議会議員 松原良彦 議会議員 中野和美
議会議員 品田政敏
- 9 本日の会議に付した事件
- 承認第9号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告
について中
第1表 歳入
第1表 歳出の内
13款 災害復旧費

- 承認第10号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について
- 議案第29号 田上町道路線の認定について
- 議案第30号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について中
第1表 歳入（15款 国庫支出金（2項3目）、16款 県支出金（2項3目）除く）
第1表 歳出の内
2款 総務費（1項）
5款 労働費
6款 農林水産業費
8款 土木費
13款 災害復旧費
第2表 地方債補正
- 請願第2号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さんおそろいでありますので、開会したいというふうに思います。

改めまして、おはようございます。本日は総務産経常任付託案件審査ということで、お集まりをいただきまして大変ありがとうございます。今日は専決処分、また補正予算、そして町道認定、また請願審査等ありますので、よろしく願いいたします。

それでは、町長からご挨拶よろしく願いいたします。

町長（佐野恒雄君） おはようございます。今委員長のほうからお話がありました。今日は総務産経常任委員会で付託案件、承認が2件、議案が2件ございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、本委員会に付託されました案件は、承認第9号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、13款災害復旧費、承認第10号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について、議案第29号 田上町道路線の認定について、議案第30号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第5号）議定について中、第1表、歳入（15款国庫支出金（2項3目）、16款県支出金（2項3目）除く）、第1表、歳出のうち、2款総務費（1項）、5款労働費、6款農林水産業費、8款土木費、13款災害復旧費、第2表、地方債補正となっております。

それでは、これより議事に入りますが、今日の流れといたしましては、まず町道認定に関して説明をいただいて、後に現場のほうに行きたいというふうに思っています。現場に行きまして現地確認終わりました後、こちらに戻ってきてまして、それぞれの各議案についての説明等をいただいて、質疑応答に入っていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に、議案第29号の説明、執行のほうに求めたいと思いますが、よろしく願いいたします。

地域整備課長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第29号 田上町道路線の認定についてということで始めさせてい

ただきたいと思います。議案書27ページのほうをお願いいたします。今般2路線の新規認定のほうをお願いするわけでございますが、令和元年度9月議会の請願が出ておりました関係の案件になってございます。

場所につきましては、吉田新田地内、自動車学校付近になりますけれども、議案書のほうに参考資料で町道路線認定というA4の縦の図面がついていたかと思いますが、そちらのほうを御覧いただくと位置的に分かりがよろしいかと思いますが、お手元のほうをお願いしたいと思います。場所につきましては、中学校の吉田口の校門付近、自動車学校の近くになりますけれども、まず1本目の認定になりますが、自動車学校廻り1号線、この位置図でいいますと縦の赤線になります。上が起点で、下に向かって終点のほう向かっているような形になりますが、こちらが延長で57.6メートル、それと自動車学校廻り2号線、この縦線に接近しまして、左に向かって延びている車線になりますけれども、こちらが延長で14.2メートル、この2路線を町道路線認定のほうをお願いするものでございます。

認定後の路線数、それから延長につきましてご説明させていただきます。認定後、町道路線数につきましては745路線、それから認定後の町道の実延長になります、245.1768キロメートルです。もう一回言います。町道路線数が745路線、町道の実延長が245.1768キロメートルということになります。

以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

よろしいでしょうか。現地でも担当課おりますので、質疑等あれば、そちらでも聞いていただければいいのかなと思います。

それでは、これから現地に行きたいと思いますので、皆様ご準備願いたいと思います。ハイエースのほう車準備いたしますので、委員の皆さんは正面玄関で集合いただきますようお願いいたします。

午前9時05分 休憩

午前9時49分 再開

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さんおそろいでありますので、会議を再開したいと思います。

すみません。会議冒頭申し上げるのを失念しておりまして、本日傍聴の申出とい

たしまして松原議員、そして中野議員、品田議員、報道関係では新潟日報社、三條新聞社から傍聴の申出をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、会議を再開いたしまして、議事に入りたいというふうに思います。今ほど議案第29号 田上町道路線の認定ということで現地視察、確認に行っていました。特段この場でご質疑ある方おられませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、承認第9号に入りたいというふうに思います。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めて、おはようございます。

それでは、議案書の8ページお願いいたします。承認第9号になります。専決処分の報告ということでございまして、9ページ目、令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号）につきまして、令和3年7月27日付けで専決をお願いしたいといった内容でございます。

それでは、めくっていただきまして、10ページお願いいたします。令和3年度田上町一般会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,344万1,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,409万9,000円とする内容でございます。

それでは、歳入お願いいたします。15ページになります。20款繰越金、1項1目繰越金、今回歳入の財源としては繰越金のほうを充当させていただくという内容でございます。

私からの説明は以上になります。

地域整備課長（時田雅之君） 続きまして、歳出のほうをご説明させていただきます。

議案書17ページお願いいたします。13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目災害復旧費31万8,000円の補正をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。18節負担金補助及び交付金ということでありますが、こちらにつきましては7月27日の全員協議会でもご説明させていただきましたが、去る7月12日未明の雨によりまして、ホテル小柳コンベンションホール裏の法面がずれ落ちたということで、それに対する事業費に対して30%の補助のほうを計上させていただいているところでございます。延長で7.3メートル、高さで約4.6メートル、崩土処理、それから法面整形、植生マットを施しまして、既に工事のほうは終わってございます。

説明は以上であります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第9号に対する質疑は終了いたします。

次に、承認第10号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、議案書の18ページ、承認第10号でございます。

議案書19ページに専決処分書ということで、令和3年度田上町一般会計補正予算（第4号）ということで、令和3年8月23日付けで専決をお願いしたものでございます。これは、8月23日の雨の関係に対する部分の経費等になります。

議案書20ページお願いいたします。令和3年度田上町一般会計補正予算（第4号）です。歳入歳出それぞれ831万3,000円の追加をお願いいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,241万2,000円とする内容でございます。

歳入につきましては、25ページお願いいたします。20款繰越金、1項1目繰越金、今回の財源につきましても繰越金831万3,000円を財源として計上させていただいたところでございます。

歳入の説明は以上でございます。

地域整備課長（時田雅之君） 続いて、歳出になります。

議案書26ページのほうをお願いいたします。地域整備課と、あと産業振興課のほうの関連で災害復旧費が出てくるのですが、こちらにつきましては去る8月23日未明の雨によりまして、増水による応急復旧等の経費を計上させてもらったものでございます。

それでは、説明させていただきます。13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目道路橋梁災害復旧費334万5,000円の補正をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。道路橋梁災害復旧事業、10節の需用費、修繕料になりますが、320万5,000円、それと11節役務費、手数料、こちらは崩落箇所ブルーシート設置の経費になります。14万円。

続いて、3目になりますが、河川災害復旧費271万6,000円の補正をお願いするものでございますが、こちら10節需用費9万8,000円、これら主に町道の水路の清掃の経費になってございます。それと、最後、12節委託料になりますが、川ノ下・二ノ沢線測量設計委託料ということで、今般こちらの二ノ沢線の奥のほうですが、崩落したことによって災害復旧に臨むためにこちら委託料を計上させてもらったわけで

すが、議案書におつけしましたA3横の災害復旧箇所位置図という参考資料ございますが、そちらのほうを御覧いただきたいと思っております。今ほど説明させていただきました12節委託料、川ノ下・二ノ沢線の測量設計委託、こちらどの箇所をするかということなのですが、凡例のところの右下になりますが、赤い字で承認第10号、補正予算（第4号）専決事業と書いてございます。図面の右側半分の真ん中からちょっと上の辺りに赤い印が3か所あるかと思っております。それぞれ引き出し線を出しまして、崩落の状況の写真のほうを添付させていただいております。まず、下流側のほうからいきますと、写真3枚ございますが、左側の一番上になります。町道川ノ下・二ノ沢線、こちら路肩崩壊、大体延長で7.5メートル。その上流部、同じく川ノ下・二ノ沢線、こちら路肩崩壊で、延長で大体4.5メートル、こちらにつきましては路肩1本分、大体落ちているような感じになってございます。それと、一番上流側になりますが、町道路線名は同じです。川ノ下・二ノ沢線、路肩崩壊、こちら延長20メートル、こちらが路肩のところにコンクリートの壁を打っているのですが、そちらの擁壁が真ん中から折れて、水路の断面に落ちているような状況になってございます。写真の赤い線が引いてあるところが従来の路肩の位置になります。今説明させてもらった写真の中で、赤い線のちょっと左側に白っぽいコンクリートのような塊が確認できるかと思っておりますが、それが落ちたコンクリートブロックになります。この3か所の工事につきまして、この後災害の査定を受けるために測定の委託をかけるということで、この4号の専決のほうでお願いしたところでございます。工事費につきましては、またこの後査定の結果と、それから設計の内容をよく精査しまして、後日また別の機会に工事費のほうを計上させていただきたいと考えております。

産業振興課長（佐藤 正君） 引き続きまして、災害復旧、産業振興課、農林関係の説明をさせていただきます。

予算書26ページの2項農林水産業施設災害復旧費、1目林業施設災害復旧費でございますが、225万2,000円の補正をお願いするものであります。これにつきましては、先ほど地域整備課長からも話がありましたとおり、23日の未明にかけての大雨によりまして林道茗ヶ谷線の法面が崩れたため、応急復旧、それから本復旧に必要な測量設計業務などの経費について、やむを得ず専決処分とさせていただいたということでございます。右の説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。10節の需用費でございますが、7万円の補正をお願いするものでございまして、これにつきましては仮復旧工事の前の法面の一時的な保護のため、必要なブルーシートなどの

購入をするための消耗品に係る経費、それから下の12節の委託料につきましては、補助金を活用しまして本復旧するに当たりまして、工事発注のための積算が必要となることから、測量設計について業務を委託したいということで、予算のほうを上げさせていただいたものでございますし、下の14節工事請負費につきましては、66万4,000円の補正をお願いするものでございまして、これは仮復旧に係る工事ということで、土砂の撤去、それから大型土のうの設置などの経費を専決させていただいたというものでございます。

それで、皆様のほうにお配りしております災害復旧箇所位置図というA3のこちらの図面のほうを御覧いただきたいと思っております。ここには今回雨で崩れた場所のそれぞれの現況、今どうなっているかということで写真をそれぞれつけておりますが、4号補正については一番下の2つの写真がその対象箇所になります。林道茗ヶ谷線については、2か所崩落した箇所がございまして、それぞれ法面が崩れた形になっております。これにつきましては、9月2日に専決させていただいた後に、新潟県のほうから現場の確認をしていただきました。これから工事費、設計の数字が出まして、工事費を具体的に積算して直すということになるのですが、今回災害復旧ということで、私ども国の補助を使って直そうかというふうに考えておったところでございますが、県のほうの査定といいますか、協議の中で、あくまでも原状復旧ということで、復旧をするのが国の災害復旧の基本的な考え方ということから、一番下の2枚あるうちの左側の写真を見ていただくと分かるのですが、崩れたところの手前が、ちょっと古くはなっていますが、ブロック積みしてある写真が御覧いただけるかと思うのですが、法面が急なものですから、ブロック積みではないとなかなか法面の崩れたものが解消できないということで、測量設計事務所との話を今詰めておるところでございます。そこで、そういう直しの仕方ですと災害復旧には該当はしないということで、代わりに新潟県の県単事業、補助率45%の補助があるのですが、そちらのほうの事業を活用しながら取り組んだほうがいいのではないかとのお話もございますので、先の話でございまして、そんな形で復旧のほうを今のところ考えているところでございます。測量設計については、現在数量の積算中でございますが、現場のほうは今のところやむを得ず通行止めにしておりますが、土砂などの撤去、仮復旧を行いまして、できるだけ早く通れるようにしたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上であります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

3番（藤田直一君） 今の茗ヶ谷線ですが、今課長から説明があったとおり、地元の皆さん、早めに崩れたやつだけを除去してくれというお話が出ています。だから、これが承認になりましたら、すぐ通れるようにだけしていただきたいというふうに思います。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 産業振興課、何か答弁あればですけども、よろしいですか。そのような形で対応するということでもいいですか。

産業振興課長（佐藤 正君） 9月2日に県との協議をしまして、当初、災害復旧で申請する場合には正確な土量計算とかが必要だったものですから、県が見るまでは現状そのままにしておいてくれというお話がございましたので、やむを得ずそのままにしておいて、通行止めにしておりました。したがって、それを県単で取り組めるというお話もございましたので、早急に今段取りしているところでございまして、近日中に除去の撤去ということでさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 私も林道茗ヶ谷線で聞きますが、これ2か所あるわけでございますけれども、この2か所とも法面が崩れたのが初めてなのか、今までも崩れたのか、聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） このぐらい大規模で崩れたというのは、私の聞いている中では把握ができていません。雨が降ると少し例えば崩落したりとかというのはあるかもしれませんが、大規模に土が道路まで押し寄せるといった状況というのは今まで確認しておりませんし、そういうことも基本的には聞いておりません。なかったかというふうに思っております。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 同じところで伺いたいのですが、国のほうは原状復旧ということの場合は、土留め工事をしているコンクリートブロックの、こうでないと、こういうふうにしないと駄目なのだけれども、国は認めないということで、県単事業なら認めるということなのですが、その県単事業の正式名称を伝えてくれませんか。

産業振興課長（佐藤 正君） すみません。正式名称が、大変申し訳ありません、調べてはいないのですけれども、先般林道護摩堂線で大規模に冬場雪が降りまして、道路法面と申しますか、河川のほうの法面の部分が大幅崩れて、復旧させていただいたという工事がございました。それについても前の年度で仮復旧、それから設計を

行っておりまして、翌年度、県単事業というところで45%の補助事業をいただきまして、直した経過がございます。それまた、確認して、ご回答させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

13番（高橋秀昌君） では、今すぐ回答できないのだったら調べてもらいたいのだけでも、国の緊急災害復旧の要綱によれば、あくまでも現状維持なので、本来普通に考えれば、法面が崩れて、現状維持といたって、それ張りつけてもまた崩れるから、補強したいというのが普通だよ。二度と起こらないようにしたいというのが。だから、普通にいえばブロックオーケーなのではないかと思うけれども、県の指導によれば、それは無理だよということになるので、では県単であればどういう要綱になっているか、そういうあたりも調べて、後で資料として提出お願いしたいと思っています。

産業振興課長（佐藤 正君） 補助要綱で細かい部分までの基準が示されているかどうかですが、県の補助要綱については用意させていただいて、お渡ししたいというふうに考えております。

以上です。

（正式名称と補助要綱ね。2つ欲しいの声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） 分かりました。

総務産経常任委員長（今井幸代君） では、産業振興課のほうで、明日連合審査会で、委員の皆さん明日も集まりますので、その際に今要望していただいている資料については、明日の提出できるように準備をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。高橋委員、そういった形でよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、承認第10号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第30号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の28ページからになります。

議案第30号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第5号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,551万7,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,792万9,000円とする内容でございます。あわせまして、地方債の補正ということで、第2条、今回地方債の限度額の引上げが必要になりますので、その変更ということで第2表、地方債補正をお願いしている

ところでございます。

それでは、32ページの第2表は後ほど説明をさせていただきます、歳入のほうは35ページからになります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、新型コロナの関係は明日連合審査ということですので、5目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金50万9,000円になります。こちらにつきましては、社会資本整備交付金、これ国のほうから追加の内示がありましたので、今回追加をお願いするものでございます。

続きまして、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金52万円、地域の防犯力向上推進事業補助金ということで52万円の計上させていただいております。こちらにつきましては、防犯カメラを設置した場合に県のほうから2分の1の補助が出るという事業でございます。これ今年で3年目を県のほうは迎えるということで、今年度で終わりますということで、町のほうに申請をどうかということで打診がありました。町として特にすぐ防犯カメラというふうな話は考えてはいなかったのですけれども、それこそ以前渡邊議員のほうから一般質問を受けた中で学校関係、防犯カメラの設置が必要ではないかという中で、町としても、今回防犯ということになりますので、基準がなかなか道路に対して見れるようにしなければいけないとか、いろいろ縛りがあったのですけれども、学校関係であれば通学路を映すという中でどうなのかなということで、教育委員会とも協議をさせていただいて、教育委員会、両小学校は2基、中学校は3基ということで、学校関係は7基の今回申請、それから併せまして今回両駅の駐輪場、これについても以前から警察のほうから、できれば何とか対応をというふうな話がございましたので、今回この補助金を何とか有効に活用したいということで、この部分、町のほうでこれだけの部分でどうかということで県のほうに打診をしたところ、十分対応ができるということでございましたので、今回その部分を申請をし、補助金を受けさせていただきたいということで、今回新規になりますけれども、52万円の補助金の受入れ、歳出につきましては後ほど駐輪場の関係は労働費にありますし、学校関係は10款のほうに予算を計上させていただいておりますので、お願いしたいと思います。

続きまして、18款寄附金、1項2目指定寄附金25万円ということで、今回、保健福祉課絡みで2件、教育委員会関係で1件、指定寄附の受入れをしているところでございます。

めくっていただきまして、36ページ、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金ということで、今回財源の調整ということで、財政調整基金の繰入金を減額をさせていただいたものでございます。

20款繰越金、1項1目繰越金1億3,300万円でございます。こちらにつきましては、令和2年度から実施しております歳入歳出の剰余金、今までは剰余金処分ということで、決算が出た時点で基金のほうに繰入れをするということで令和元年度までは対応しておりましたけれども、令和2年度からは予算のほうに計上し、繰越金の2分の1以上を財政調整基金のほうに積立てをしていきたいということで、今回この分を丸々繰越金で計上し、後ほど歳出で説明させていただきますが、その分財政調整基金に積立てをしていくという内容でございます。

21款諸収入、5項雑入、2目雑入329万4,000円でございますが、後期高齢者医療給付費負担金の精算金ということで、令和2年度分の精算に伴いまして、この部分を受け入れるという内容でございます。

3目過年度収入、1節過年度収入につきましては、それぞれ児童手当、障害児入所給付費の関係、それぞれ国、県、これは実績に伴いまして、不足する分を受け入れるという内容でございます。

議案書37ページ、22款町債、1項町債、3目土木債30万円でございますが、道路整備事業債ということで、先ほど社会資本整備交付金で追加を受けたということで、その部分での起債を新たに追加をしていきたいと。

続きまして、4目臨時財政対策債4,448万9,000円でございますが、今回臨財債の決定に伴いまして、この部分を増額をしているという内容でございます。

すみません。それで、議案書の32ページでございますが、第2表、地方債補正ということで、今ほど道路整備事業、臨時財政対策債、金額の変更が生じ、限度額の引上げが必要になったことに伴いまして、今回補正ということでお願いするという内容でございます。

それでは、続きまして歳出をお願いいたします。38ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費でございますけれども、先ほど歳入でも申し上げましたとおり、令和2年度の剰余金、その2分の1以上ということで、今回財政調整基金の積立て1億3,300万円ということで計上させていただきました。そういたしますと、先ほど歳入のほうでは財調の繰入れを減額しておりますし、歳出では財調の積立てを実施しております。そういたしますと、今現在ですけれども、令和3年度末残高の見込みとしては約8億4,012万5,000円というふうな財調の残高の見込みになるという予定でございます。

では、説明を代わります。

政策推進室長（堀内 誠君） 引き続きまして、7目企画費でございます。

補正額といたしまして、100万2,000円をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。企画事業といたしまして、7節報償費、ふるさと応援寄附金記念品ということで、53万4,000円の補正をお願いするものでございます。こちら、ふるさと納税の返礼品、湯田上温泉の利用またはゴルフ場の利用というふうな形での利用した場合、事業者へ支払うお金でございますが、こちらのほう今年の同期、当初予算では新型コロナウイルスの影響により外出自粛や旅館の休業とか、そういった部分で例年を下回るだろうというふうな形で予想しておりましたが、昨年よりも若干多くなっているというふうな状況もありまして、今回昨年並みに利用の見込みを計算しまして、不足する分を増額したいというふうなことでございます。

(前年度と比較しての件数ぐらいは言ってちょうだいの声あり)

政策推進室長（堀内 誠君） 昨年の利用が272枚というふうな形での利用券というふうな形ですが、今年の同期、4月から7月でございますが、今年度に入りまして347枚というふうな形で増えているというふうな状況でございます。

続きまして、13節使用料及び賃借料で、インターネットサービス利用料というふうな形でございます。こちらのほうも当初予算を計算したところ、インターネットを活用しての寄附金が少なくなるというふうなことで予想しておりましたが、今現状を見ますと、特にサイトによって件数がばらつきがありまして、そういった部分、今後の利用見込み等を見た中で、不足する分を計上させていただきたいということで補正をさせていただきます。当初15万9,500円というふうな形で使用料を見ておりましたが、現状でも今既に13万6,000円というふうな形で執行しているような状況でございます。今後の利用見込み等を見込みまして、この46万8,000円を補正をお願いしたいというふうな形でございます。

私のほうからは以上でございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 引き続きまして、42ページのほうを御覧いただきたいと思います。

42ページ、5款1項1目労働諸費でございますが、34万円の補正をお願いしたいものでございます。右の説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。駐輪場事業34万円ということで、14節工事請負費、駐輪場防犯カメラ設置工事ということで34万円の補正をお願いしたいものでございます。これ先ほど総務課長からもお話がありましたとおり、県の地域の防犯力向上推進事業補助金を活用しまして、田上駅、羽

生田駅駐輪場にそれぞれ1台ずつの防犯カメラを設置したいということで、このたび補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下の6款1項3目農業振興費でございますが、26万4,000円の補正をお願いするものでございます。右の説明欄を御覧いただきたいと思っております。農業振興事業ということで、26万4,000円の補正をお願いするものでございます。1節報酬で25万4,000円、事務補助員の報酬ということでございます。こちらにつきましては、臨時職員の雇い上げの経費ということで計上させていただいたものでございますが、農林業務を行います女性職員が7月上旬に産休に入りました。そのため、業務を現行の職員で対応しておりますが、人手不足のため、軽微な事務作業を臨時職員の雇用により対応をお願いしたいことから、このたび経費の補正をお願いするというものでございます。1日3時間、週4日程度お願いしたいということで、日数のほうは94日分計上させていただいております。下の旅費の費用弁償につきましては、臨時職員が役場まで来る際の通勤手当といたしますか、その関係で1万円ということで予算計上させていただいているものでございます。

説明は以上です。

地域整備課長（時田雅之君） 続きまして、8款になります。

8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費39万3,000円の補正をお願いするものでございます。右の説明欄のほうを御覧ください。まず、道路橋梁総務事業としまして、職員手当17万3,000円、こちらにつきましては土日の境界立会い、それから設計図書の作成関係で残業が見込まれまして、不足することから、職員手当の増額をお願いするものでございます。それと、12節委託料になりますが、次のページに移っていただきまして、一番上段になります。道路台帳作成委託料としまして、22万円の増額をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、先ほど現場をご確認いただきました自動車学校廻り線の2路線の追加分ということで、増額をお願いするものでございます。

それから、2目道路維持費になりますが、150万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思っておりますが、道路維持その他工事事業の工事費としまして150万円ということですが、本日、皆様の机の上に1部ずつ資料のほうを配付させていただきました。見出しは、令和3年9月13日、総務産経常任委員会資料、地域整備課、道路維持その他工事事業施工箇所位置図というA4の縦の図面になってございます。こちら与五衛門踏切の近く、山田地内になりますが、赤い丸印を住宅地図のほうに落としてあります。ここ橋になるのですけれども、名

称が寿2号橋になりますが、その橋の両端の橋台の下のほうから路盤が吸い出しを受けておりました。毎週の道路パトロールの中で、この橋の両端部がよく陥没があるとか、それから道路舗装が下がっているなんていう連絡を受けていましたので、中に入って確認しましたら、ここに写真4枚ありますけれども、下の2枚の写真を御覧いただきたいと思います。これ橋の裏面になりますが、赤い四角で囲ったところがそれぞれの橋の橋台部分になります。橋台部分に縦にパイルが打ってございます。そのパイルの中間に柵板当てているのですが、その柵板の隙間から碎石のようなものが見えるかと思います。これ路盤材なのですが、これが吸い出しを受けてまして、橋台のそれぞれの箇所の舗装下が空洞になっております。それで、今度一番下の図面を御覧いただきたいのですが、これ橋を横から見た図面になってございます。赤い印が両端にあります。橋台部から約1メートルほど舗装をまくりまして、空洞部のところにならシコンクリートをして仕上げるという工法で、今積算のほうを組んでございます。そのためにかかる費用ということで、150万円増額をさせていただきたいというものでございます。

では、議案のほう43ページに戻っていただきまして、続いて3目除雪対策費257万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。除雪対策事業、まず役務費15万円、通信運搬費になりますが、こちらにつきましては除雪委託業者2社から撤退のお話をいただきまして、昨年なのですが、そこから今シーズンどうやって迎えるかということでいろいろ業者に連絡を取りまして、何とか2班確保することができました。しかしながら、昨年撤退した業者というのは自社で持っていた重機で除雪をしていただいております。今般やっこのことで町で手配したその2班というのは重機を持っていないということで、町からリースをしていただいて、それで除雪をさせてもらいたいということでありますので、まず役務費で、これ除雪車の運搬代になります。2台分でございます。それから、13節使用料及び賃借料242万円、こちらが今回新しくリースする分になりますが、2台分見込んでおまして、8トンのバケツを1台、それから8トンのマルチを1台、それぞれ4か月分ということで、242万円の増額をお願いするものでございます。

それから、続きまして4目になります。道路新設改良費108万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいのですが、工事費としまして保明・後藤線路肩拡幅工事になりますが、8月に新潟県のほうから連絡をいただきまして、社交金の枠が空いているので、田上町で受けられないかということで打診を受けました。今社会資本整備総合交付金事業でやっている路線としまして、県

道1号線の下のほうになりますが、横場の排水機場に向かって今拡幅工事のほうをさせていただいております。そちらの工事費に増額して、工事の延長を延ばして実施したいということで、108万円の増額をお願いするものでございますが、これ最初から申しますと、当初予算でこの保明・後藤線で組んでいた事業費としましては2,783万5,000円、これは補助金の事業費ベースになりますが、こちらに対して52%の補助がつくということで、歳入は1,447万4,000円、これで当初予算を組んでございました。その後国のほうから交付決定が参りまして、若干割り落としをされておりましたが、補助金の事業費ベースで2,285万2,000円、それに対する52%補助ということで1,188万3,000円の事業費ということで動いておりましたが、今般県のほうから310万円の補助を追加ということでお話をいただきました。310万円の補助に対する補助金の事業費ベースとしましては、事業費596万2,000円ほどになってございます。それらを差し引きまして、若干単費の経費をつけさせていただいて、今般この108万円の増額とさせていただいたところでございます。

続きまして、議案書45ページのほうお願いいたします。再度災害復旧の関係になりますが、13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目道路橋梁災害復旧費としまして、295万2,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。まず、道路橋梁災害復旧事業ということで、職員手当で23万円、これ今回この後に出てきます工事の積算、それから災害査定を受けるための事務、時間外ということで23万円の増額をお願いするものでございます。

それから、14節工事請負費272万2,000円の増額をお願いするものでございますが、こちらは予算で5本計上してございますが、先ほど専決のときにご説明させていただきましたA3横の災害復旧箇所位置図というものを御覧いただきたいと思っております。ここで増額をお願いする5路線の工事につきましては、国の災害に要件が当たらない、要は単費で工事をさせていただく箇所になりますけれども、まず凡例のところ、右下のところでは議案第30号、補正予算(第5号)道路橋梁災害復旧事業ということで、茶色で示しているものがあります。位置図のところにはこの茶色でそれぞれ丸印を付させていただきまして、それぞれ内容のほうについても書かせていただきました。ほとんどが土砂撤去、それから法面の保護ということでなっております。こちら災害復旧の要件に当たらないということで、先ほどもお話しさせていただきましたが、それぞれの箇所、今般土砂撤去、それから法面復旧の工事をさせていただきたいということで272万2,000円の増額をお願いするものでございます。

それと、続きまして河川災害復旧費、3目になりますが、120万4,000円の増額をお願いするものでありますけれども、こちらにつきましては、今ほどの位置図の中で今度は青い丸印を打ったところ、こちらがこの120万4,000円をお願いする箇所になってございます。2か所ありますが、まず川ノ下の小屋沢川のところで1か所、それから清水沢地内、パチンコダイエーのちょうど裏手の辺りになりますでしょうか、そちらのほうで法面復旧ということで1か所、合計で2か所の復旧工事のほうを予定してございます。金額にして120万4,000円になります。

道路橋梁の関係は以上になります。

産業振興課長（佐藤 正君） 引き続きまして、46ページになります。

13款2項1目林業施設災害復旧費127万7,000円の補正をお願いするものでございます。右の説明欄を御覧いただきたいと思っております。林業施設災害復旧事業ということで127万7,000円の補正をお願いするものでございます。3節職員手当等13万5,000円、時間外勤務手当の補正をお願いするものでございまして、今回の災害復旧に当たりまして工事の積算準備、それから補助金の採択に向けた業務などの事務処理のため必要な時間外勤務手当について補正をお願いするものでございます。

それから、14節の工事請負費114万2,000円の補正をお願いするものでございます。こちらについては、国の災害復旧の対象にならない案件でございまして、林道土場線災害復旧工事94万2,000円、これについては土場線延長が350メートルしかございませんで、延長500メートル未満の場合は国の災害申請の対象外となります。したがって、今回単費ということでさせていただきます。それから、林道護摩堂線の災害復旧工事につきましては20万円ということで、これにつきましても事業費が40万円未満の場合は、国の災害申請の対象にならないということでございますので、それぞれ町費で直させていただきたいというふうに思っております。

先ほど説明しました災害復旧箇所位置図という、こちらの写真のついた図面のほうを少し御覧いただきたいと思っております。今回ここで計上させていただいたものでございますが、まず林道土場線でございまして、下から2段目のところにありますが、林道土場線、議案第30号、5号補正ということで書かれているものでございます。こちらにつきましては、法面が一部崩れまして、道路のほうに少し木とか流木とか、こういうものが土が盛り上がった状態になっているかと思うのですが、それらの撤去、それから道路の敷き砂利、かなり豪雨で流れたものですから、それにより通行に支障が出ておりますので、その辺の復旧をさせていただきたいということで、このたび予算のほうを計上させていただいております。

それから、一番上になりますが、林道護摩堂線でございます。こちらにつきましては、大型土のうの積み直し、それから河床の敷きならし、河床を直して積み直すということと、それから河川にかなり流木が来ておりましたので、その辺また雨によって、それによってまた崩れるおそれもありますので、その流木の処分のほうを含めて予算のほうを上げさせていただいております。

それから、最後、1点になりますが、真ん中の林道三ノ沢線ということで、何も書いていない、そこ赤く破線で印をしました写真がございまして、林道三ノ沢線についてもこのたびの雨で林道法面が崩れております。こちらにつきましても法面の保護の工事が必要になりますが、こちらのほうも延長が302メートルしかございせんので、災害復旧の対象にはなりません、県からも現場を見ていただいた中で、こちらのほうも先ほどの茗ヶ谷線と一緒に県単事業の対象になるだろうという話もいただいておりますので、これらにつきましても令和4年度に県単事業で対応してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上であります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） すみません。地域整備課から資料を提出していただいているこちらに関して、調整池に関して説明全くなかったの、ここをお願いします。

地域整備課長（時田雅之君） 申し訳ございません。本日、皆様のお手元のところに、写真上下で1枚ずつ印刷させていただきました資料を1部ずつ配付させていただきました。見出しも何もつけなくて大変恐縮なのですが、こちら雨水調整池の8月23日の朝の状況でございます。一応時間6時半に写真撮ったのですが、本当はもっと前に撮ればよかったのですが、暗いとなかなか水面の位置が分からなくて、6時半の状態ですが、このような形になっています。ほぼほぼ満水に近い状態になってございますが、2時頃、1時、2時が一番ピークだったのですけれども、その頃にはオーバーフローに近いぐらいの雨水の貯留の状態ではなかったかなと想定してございます。この翌日でしたでしょうか、翌々日でしたでしょうか、この雨水調整池の区域のある事業所のほうから、今般の雨で、通常であればもう社屋の中に雨水が入り込んでいたのだが、この調整池ができたおかげで今回そのような被害がなかったということで、わざわざ来庁の上、お話をいただいているところでございます。一応ご報告としてご説明させていただきました。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。それでは、説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

5番（小嶋謙一君） 42ページの労働費、防犯カメラの件ですけれども、これカメラの設置はしまして、その後の管理だとか、あと事故が、事件があった場合の見たりする、そういったところはどこでどういうふうな形でやっていくのか。また、維持費というのはどんな形で今度かかってくるのでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） まず、順番逆になるかもしれない、維持費はかかりません。管理については、町内の業者なのですけれども、設置をしてもらって、一応SDカード的なものを挿してあるだけです。そこを常に見て、動いているかを確認してもらおうという形になっています。例えば何かあれば、警察とか、そういう事故があれば、そのデータを引き抜いて、そのデータで確認をしていくという形です。

以上です。

3番（藤田直一君） 寿2号橋について聞きたいのですが、今橋台ありますよね。写真見て、橋台の後ろに柵板、これ柵板ですか。要は吸い出し、材料がこの柵板の隙間から出てきたということなのですか。それを確認。

地域整備課長（時田雅之君） このパイルの裏側にあるものは柵板です。柵板。それぞれの柵板の隙間から路盤材が吸い出しを受けているような状況になっています。

3番（藤田直一君） 吸い出しに材料が出てきたというのは、この柵板が要は沈下したということが原因なののでしょうか。どうなのですか。要は原因が何かということなのです。今回この赤く塗ったのがあるではないですか。ここ赤く塗っていますよね。最終的には、この赤く塗ったやつはコンクリートを打つということなのですか。それとも、対応策を改めて聞きたいのですが。

地域整備課長（時田雅之君） 吸い出しを受けた直接的な原因ということになりますと、沈下も考えられますし、それからこの写真、左側の写真、真ん中ほどの柵板見ていただくと分かるのですけれども、ちょっとずれているのです。ですので、ずれたことによって路盤材が吸い出しを受けているのですが、そのずれた原因が何かと言われますと、正確にこれという結論づけたものはありませんが、恐らく沈下等によるものでそれぞれの柵板がちょっとずつずれて、その隙間から路盤材が吸い出されたのではないかなと考えております。

復旧方法なのですが、この柵板の裏側に吸い出し防止材をそれぞれ巻いていきます。吸い出し防止材を敷いた後にならしコンクリートでこの空洞を塞いで、最後に舗装をかけるような施工の計画となっております。

以上です。

3番（藤田直一君） では、処理方法は分かりました。要は原因はあまり定かではないけれども、沈下も考慮しているのでしょうか。吸い出し防止材を敷いた後にコンクリートを打つということは、コンクリートは何立米あるか分かりませんが、1立米だって相当なトン数になるわけですから、今度はコンクリートを打って、そのコンクリートの自重で沈下がどうだということも考慮した中で対応策は考えて私は施工したほうがいいと思う。皆さんプロですから。コンクリートが1立米当たり3トンぐらいになるわけですから、自重が。10立米打てば30トン、5立米では15トン、15トンがこの橋台の回りに自重がかかれば、この柵板よりも相当な自重になるのでしょうか。そういうものも考慮したときに、長期的に見てどうなのか、その辺の判断は施工する皆さんが判断されるわけですが、やってすぐ沈下がすごかったなんていうことのないように注意をしていただきたいと思います。同じお金かけるわけですから。

地域整備課長（時田雅之君） 貴重なアドバイスありがとうございました。発注の際にそれらを十分気をつけて、設計をしたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 私は2点ほど。

1つは、防犯カメラのことで、簡単な説明しかしなかったのが、SDカード入れるのはよく分かるのですが、ざっと見ると1台当たり平均で11万5,000円ぐらいするのかなと、9台なので、52万円の倍だから、100万円を超えるので、防犯カメラ全体で9個入れるわけだから、11万円かそこらするのだよね。これ、私の浅知恵なのだけれども、防犯カメラというのはスマホでも常時見ることができるのです。具体的に言うと、我が家の僅か1万5,000円の防犯カメラはスマホで見ることができるのだが、私が気にしているのは、これだけのお金をかけるわけですから、駐輪場のことは分からないけれども、学校は校舎内のパソコンの中で同時録画ができる仕組みがあるのではないかと思うけれども、この点は何かあったときに見ればいいではないかという論はいささか疑問なのは、というのは11万円ぐらいのやつだと、SDカードはそんなに短時間ではないと思うのだけれども、被害って、何かあったときというのは結構後になるのだよね。そのときに、では果たしてSDカードを見れば、何日もたっても十分見れるのかどうか。つまりSDカードは、恐らく夜でも物がそこを通れば撮影する仕組みだと思うのです。つまり猫が通っても撮影をする、そういうものだと思うのです、防犯カメラというのは。そうすると、では後で何かあったときに、それほど振り返って見ることができる防犯カメラなのかというのが1つ。

それから、もう一つは、駐輪場で見るのは、倉庫は見れないと思います、距離があるために。でも、学校というのはパソコンの中に反映させることができるのではないかというふうに思っているのだけれども、そこら辺はどんなふうに検討しているのかなというのを知りたいのが第1点です。

以上、まずそれを。

総務課長（鈴木和弘君） 金額的には1台20万円ぐらいだったかな。駐輪場のほうは16万円、20万円まではいっていませんが、学校のほうは20万円ぐらいに、2セットですから、1セット10万円ぐらいの計算になるかと思います。学校の関係、委員会違いますけれども、学校のほうは先ほど言ったのと違う、今高橋委員がおっしゃるとおりに教務室で見れるのだったかね。細かな部分、今井係長に説明させてもらいますので、お願いします。

庶務防災係長（今井 俊君） 総務課の今井です。

まず、学校のほうは今高橋委員が言われたような、教務室で学校の先生がパソコン上で録画したものを見るということではできません。できないです。カメラで映したものを別なモニター、アイパッドみたいな、こんな大きさのモニターを学校内に入れて、見るのが可能です。ただし、設置した場所から教務室までそのワイヤレスのアンテナが届くかどうか、それは設置してみないと分からないものになっておりますので、それはもうその場のやり方になろうかと思います。そちらについても教育委員会に話はしておるところです。そのモニターのほうにSDカードを挿して、随時録画をするという形になります。

（録画でね。カメラを見るんじゃないでとの声あり）

庶務防災係長（今井 俊君） はい。その録画したものについては、おおむね10日から14日、2週間ぐらい程度録画されて、あとは常に自動的に更新されていくというか、潰されるといいますか、エンドレスでずっと録画が進んでいくということになっております。

以上です。

13番（高橋秀昌君） これは、議員からそういう設置の必要性があるのではないかと言ったときに、教育委員会が積極的にそれを取り上げて、研究して、総務課に働きかけて、それでそれは実現できたというものよりも、たまたま県からそういう話があって、それに乗ったということでもありますので、できるだけそういう対応ができるように、前にもあったけれども、何か問題が起こるのは夜だと思いのです。まさに昼職員がいるときに何か問題が起こるといえるのは極めてまれなケースなので、

夜だと思うのですが、今おっしゃったように2週間程度の録画は可能ということになれば、振り返られるということで、安心ということで、教育現場からの声とは違うというあたりが気になったものですから、伺いました。

次に、伺います。除雪の関係で、今日現場視察の中でも私がお話しさせてもらいましたが、ここは正式な場所なので。私は、かつて佐藤町長の時代に、2人の職員が冬の除雪、それから夏場の舗装の修理などをやってきたという経緯が、あるとき突然やめてしまったのです。これを私は復活させる必要があるのではないかと。もっと大きく言えば、もっと大きな予算を組む必要があると思うのですが、特に除雪のやり手がないという現状、これは率直に言えば、業者にとってみれば機械を導入して、ずっと待機して、待機料も町は払っているのだけれども、そこに人件費を払って、ずっと待っているということ自体が非常に困難だということなのではないかと思うのです。つまりこの地域では、除雪で業者の人はもうからないと言えると思うのです。そうすると、ではどうするか。公費で人や物を買って対応する、特に田上町でかつて非常によかったと思われるのは、私も経験的に住民から例えば道路が傷んでいるよという話があるとすぐ現場に行く、そして簡易的に道路を補修する、そういう作業もやっていたのです。バーナー持って行って、舗装材を持って行って、直していく。夏場であれば、ほかのところで草が非常にぼうぼうだというときに、わざわざ業者に依頼するのではなくて、それ専門の町職員が行っていたと。冬はその2人が、大型機械なのですけれども、除雪機に乗って臨機応変に対応するということができた時代がずっと長く続いたのです。来年度予算などでも、編成に入るわけですから、そうした人的な要員をしっかりと確保して、そして住民の福祉のために使っていくということをぜひ検討してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） では、1点目の防犯カメラは、先ほど言ったとおりに県からそういうものがあったので、取り組みをしたということです。

それから、高橋委員がおっしゃる、今まで役場の職員にそういう専門、確かにいました。行政職2級という区分けがあって、多分高橋委員はそれを承知はされているかと思うのですけれども、ある時期、国のほうからも人員を見直せという中でも、その行政職2級が一時、ラスパイというか、給料が高過ぎるのではないかという議論がたしかあったかと思うのです。そういった中で見直しをということで、町としても、年数まで覚えていないのですけれども、方針を決めまして、行政職の2級については基本的には退職をしたら補充をしないという計画、それで今例えば学校の

管理員なんかは、例えばそのまま継続して委託をしたりとかという形ではやっているのですけれども、今言われた除雪の関係については、逆に言うとそういう部分は全て今まで職員がやっていたのを今度業者に委託をしてやっているというのが現状です。ですので、先ほど地域整備課長が話ししたように、除雪はなかなか業者も確かに職員が少ない中で、確かに地域整備課長とも話して、自営というか、町の職員で何か対応できないかねみたいな話もしてはいるのですけれども、現状的にはそういう形で基準を決めたものですから、新たにそういう分を採用するという事はないのですけれども、当然そういう部分、業者が駄目であれば、それなりの対策はしっかり取っていかなければ駄目だなというふうには考えています。

13番（高橋秀昌君） その基本をもっと柔軟に捉える必要があるだろうというのは感じている。というのは、私はもう温暖化が進むのだから、地球の温暖化の中ではどこで何があっても不思議はないということは感じていたつもりなのだけれども、去年のようにあんなに大雪になるなんて想像していなかったのです。今までの大雪というのは、今日は50センチだと、あしたは20センチだと、あさってが30センチだ、こういう増え方で大雪になっていくというのは割合と対応できるのに、一挙に1メートルも積もっていくというのは、私の子どもときの経験しかないのです。そういうときも今は、子どもときはかんじきを履いて、足跡をつけていけば、子どもですから、学校に行っていたのですけれども、今はそうはいかないと。もう直ちに除雪をしなければならぬと。しかも、朝3時前、2時頃から新聞配達の人たちが動き始めるのです。それから、もう一つは、最近聞いた話なのだけれども、朝3時に帰ってくると、夜勤で、そういう住民もいるわけです。それに間に合わせろとは言うつもりではないのだが、そうした点でも除雪というのは非常に大きな力量が要ると。しかも、業者がもうぜひうちも除雪やりたいのです、機械を持ち込んででもいいですよと言う業者がどんどん出てくれるかと思ったら、とんでもないと、採算合わないのだという話があるわけですから、だとしたら町として、これまでの国の方針に従ってきたものを検討し直してみることが必要ではないか。もし行二は駄目だというのなら、行一で雇えばいいではないかと。そんなこと多分、うんとは言わないと思うのですけれども、雇い方はともかくとして、そうした人材をしっかりと町職として、対応するという事は必要ではないかということについてはぜひ検討してほしいし、地域整備課長に強く言いたいのは、総務課というのはお金出しながらないのだから、もうくどく、分かったよと言うまで要求していくぐらいの根性が必要だと思いますが、いかがですか。

地域整備課長（時田雅之君） ありがたいご意見といたしますか、私は本心から言いますと、直営部隊というものは、1班体制が組めれば、それにこしたことはないと思っています。要は手直しの除雪、それから高橋委員もおっしゃられています舗装の簡易的な補修、それから草刈り等、現場の作業というのは年間通じてすごくたくさんあります。その面からすると、直営班が組めるような人材の確保をさせていただければ一番ありがたいとは思っていますが、そう思っております。

以上です。

13番（高橋秀昌君） そんな消極的なことを言っていて、財政が動くわけではないのか。実際今年の冬の経験なのですが、率直に言うと、業者の人は、うちの地域だけで限れば、とっても下手くそなのです、驚くほど。何でかなと思ったら、そういえばずっと雪降らなかったわけです。経験値がないわけですから、ある日突然どんと降ったら、それは除雪下手なのは当然なわけです。そういうときにも、業者の人たちは一定の時間までにやらなければ駄目なものだから、下手くそなまんま走ってってしまうと。たまたま私がいて、何か言ったら、そこに時間かけていると、ほかのところができないという状況も分かったのです。そういうこともあるわけですから、それは経験値の問題でもあるのだけれども、今課長が言われたように、特に十字路なんかの町道の十字路、狭いところなんか除雪がどうしても下手になる。そういうところはどんどん町の専門の班が行って、改善するとか、そういうことも可能なわけで、そうした意義をしっかりと検討してもらいたいと。ですから、地域整備課長は非常に弱気な言い方していたのですが、ここは総務課としてもしっかりと検討してもらいたいということを強く要求したいと思いますので、少なくとも検討はするという答えをいただきたいと思うのです。

最後の質問です。終わります。

総務課長（鈴木和弘君） 地域整備課長はそういう消極的で、私もこの予算の絡みで、業者が撤退していくという話も、非常に難儀して決めたという話も聞いています。確かに高橋委員がおっしゃるとおりに業者が少ない、頼んでもなかなか難しい。現実的には今駐車場とかも職員がやったりしているのが実情ですから、地域整備課長が言っているのもよく分かります。ただ、確かに財政的な部分を考えていくと、どうして判断したらいいかというのは当然財政として考えなければならない。ただ、今後なかなか業者がこういう形でしない、しないと、できませんという形になったら、では町がしなくていいかという話にはなりませんから、そうなればそういうことも当然検討していかなければ駄目だろうなというのは私自身は思っています。で

も、では来年からするかということ、なかなか即はできないかもしれないですけども、そういう部分は本当に必要になってくるのかなという認識は持っています。

13番（高橋秀昌君） 事務屋というのは、あまり訓練しなくてもできるのです。現場というのは、訓練しないとできないのです。だから、そのところを考えると、今必要になったから、さあ雇ったと、雇ったといっても使い物にならないのだから、一定の訓練は必要なのだということを認識してもらいたい。

終わります。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 私のほうから防犯カメラの設置について2点ほどお聞きします。

先ほど鈴木課長のほうからですか、防犯カメラの補助金は今年で終わりだというような状態の話がありましたけれども、田上町は防犯カメラの設置が非常に遅れている町だと思っておりますので、また今後も県のほうに要望していただきまして、継続していただくよう要請していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

あと、これから設置工事が始まるわけでございますけれども、いつ頃設置工事になるか聞かせてください。

総務課長（鈴木和弘君） 今渡邊委員から大分遅いということで、県の補助金自身がついたのが今年で3年目ということですから、その時点で、県も補助金は出すのだけれども、ではそのデータの管理どうするこうするとか、なかなか細かいところもなかったものですから、町も正直言うとどう取り組めばいいかなという、例えば映ったデータを管理をどうしようかなという悩みもあったものですから、そういう部分もしっかり検討して行って、まさか県の補助金がこんな簡単にやめるという話が分からなかったものですから、どちらかということ急にやったような形なのですけれども、今渡邊委員がおっしゃるとおり、必要に応じて県のほうに継続するような形で要請はしていきたいと思ひます。

期間については、これ補正通ってからですので、分かりませんが、なるべく早めに設置するような形で業者とも話はしていきたいと思ひます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 先ほど小嶋委員からの話がありましたので、維持費もかからないというような状態だそうでございますので、なるべく危険な箇所に今後増設をお願いするところでございます。

以上です。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。

私のほうから、すみません、43ページ、除雪対策費に関連して質疑させていただきたいと思うのですけれども、2班撤退をするということで、今回新たにまた対応していただけることになったのですが、今ほど高橋委員やほかの委員の皆さんからも除雪に関しての今後の課題は非常に大きいということで、現状として町職員の中でオペ乗れるように免許を取得した職員もいるというふうにも聞いていますし、そういった免許を取得した職員が、実際に事業所のオペも急に対応できないということも可能性としてはあり得るわけですから、免許を取得しておられる職員の皆さんも積極的に、今年事業所の皆さんのオペレーターの技術向上の研修をされるということですが、併せて免許を保有しておられる職員の皆さん自身の技術向上もそういった官民の連携としてぜひ進めていただきたいなというふうに思うのですが、その辺りの対応はどのようになっているのか、お聞かせ願えますか。

地域整備課長（時田雅之君） 当課の中でいいますと、今除雪車に乗って路線まで出れる人間が私を含めて5人ほどおります。先ほど総務課長もお話ありましたが、昨シーズンについては大雪ということもあったので、役場の駐車場とか、公道に出ない部分で職員が実際に除雪しているというところもございました。一人前になって、作業ができるまで、先ほど高橋委員もおっしゃっていましたが、実働して二、三年はかかると思っています。ちょうど運悪くこの大雪のときに各社かなり世代交代されているところがありまして、そこも今般あまりうまくいかなかった原因の一つかなとも感じております。そういったこともありますので、今井委員長言われるように、今年、3年ぶりにまた除雪の講習会のほうを、技術講習会になりますが、11月にさせていただきます。前回やったときは、本田上工業団地の中を周回するような程度でしかできなかったのですが、今回は重機メーカーのほうにお願いしまして、講師のほうを2名お越しいただいて、操作方法、それから日常点検などについて講習会をする予定でおります。もちろんそこには当課の職員も一緒に講習を受けて、勉強していきたいなとは考えておりますが、一応現状はそんなところでございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 分かりました。

何が言いたいかという、直営で除雪の対応をオペとして対応しなければいけない場面が今後出てくるということは目に見えているわけですから、各社、民間は民間として技術向上は必要だと思えますし、実際に新たに免許を保有した職員も出てきているということなので、そういった方は実地の体験が全くないわけですから、そういった職員、当町の職員の皆さん自身の技術向上を図る機会ということをしつかりと検討できるような対応をお願いしたいなというふうに思います。以上です。

特に答弁は結構です。

それでは、ほかに皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、議案第30号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

承認第9号について討論に……

(連合審査の声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 失礼しました。ごめんなさい。

明日連合審査がありますので、承認第9号と議案第30号に関しては明日の討論、採択となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、承認第10号に関してこれより討論に入りたいと思います。

承認第10号について討論に入ります。ご意見ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、承認第10号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第29号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

これで町長提案の議案審査は全て終了いたしました。

請願審査が残っておりますので、一旦休憩した後に行いたいというふうに思います。再開は午前11時25分。

(すぐでもいいだろうの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) すぐでもいい。休憩要りませんか。要らない。

では、暫時休憩いたしまして、準備整い次第再開したいというふうに思います。

それで、明日の連合審査なのですけれども、7月27日に全協させていただいた際の事業の内容等、また再度説明もあろうかと思っておりますので、皆様をお願いなのです。

が、7月27日配付をされております新型コロナ関係の資料等を皆さんお持ちいただき、明日連合審査に来ていただきますようお願いいたします。もし……

(7月14日の声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 7月27日の全協資料になります。もし手元にない方おられましたら、事務局のほうに一声いただければと思いますので、明日午前9時からになりますので、そのときには全協の資料と本日の議案書とお持ちになって来ていただきますようお願いいたします。

それでは、執行の皆さん、ありがとうございます。お疲れさまでした。

それでは、暫時休憩して、自席でお願いします。紹介議員の高橋委員の準備が整ったら始めたいなと思いますので。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

総務産経常任委員長(今井幸代君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより請願第2号を議題といたします。

この件につきましては、高橋委員が紹介議員になっておりますので、説明をお願いいたします。

13番(高橋秀昌君) 皆さん、どうも。コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願書というのであります。請願団体がT P P参加阻止新潟県民共闘会議になっていますが、私自身が受け取ったのは田上町の農民連の方からいただきまして、農民連だとばかり思っていたら請願団体が違うというか、恐らくこの中に農民連が参加しているのではないかと思いますので、それを前提にお話しさせていただきます。

既に皆さん御覧になっていただいたと思いますが、新潟県内でも新型コロナで大変困っている人たちに無償で食料を提供するという運動が特に新潟市内で大学とかそういうところで、私が聞いている範囲内では大学で若者たちが、それから下越病院の民医連の人たちが、どこでやったのか分からないけれども、そういうのをやって、非常に大勢の方々から喜ばれたという話を聞いています。そのように、私は最初そういうのは大都会での話だと思っていましたが、コロナ禍で仕事がない、アルバイトがないということで、新潟県内でも大変困っている状況があるということを知ることができました。そして、ここではそうした人たちがいるわけだから、今米

が余っているというようなことで、みんな農業者自身も大変な思いをしているわけなので、国が率先してこうした人たちに支援をしてほしいというのが中心的だと私は受け取りました。

そこで、請願項目は1項目で、コロナ禍に苦しんでいる人々に食料を支援する具体的な施策を講じてくださいという内容であります。

どうぞ審議の上、全員の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、説明が終わりました。

説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

それでは、ないようですので、請願第2号に対する質疑は終了いたします。

これより討論及び採決を行います。

請願第2号について討論に入ります。ご意見ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願を採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択と決定いたしました。

それでは、意見書（案）を配付願います。高橋委員、戻っていただいで大丈夫です。

（意見書（案）配付）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 趣旨や請願内容は、全く一緒になると思います。

この意見書の内容については、こちらでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、異議ありませんので、この意見書の内容で発委として本会議に提案をいたしたいと思えます。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

それでは、皆さん、明日も連合審査となりますので、よろしくお願いいたします。
大変ご苦労さまで……

（委員長、よろしいですか。提出先なんだけど、もちろんこれコロナとかもろもろであれば、これ、あと厚労省とか、そっちのほうなんて要らん。厚労大臣とかって。所

管の、所管する大臣というのは、あれがあるんだ。コロナのの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 基本的に請願者のほうからこちらの提出先に提出をしてほしいということであったので、このような形で対応させていただきました。

では、以上となります。皆さん、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時22分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年9月13日

総務産経常任委員長 今井幸代